

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

### 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底について

現在、岐阜県は新型コロナウイルス感染症の拡大の危機にあり、県では、4月4日から19日の間を「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」として、社会福祉施設における感染症予防対策の強化等を含めて、重点的な感染拡大防止対策を実施しているところです。

また、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、4月7日に7都府県について緊急事態宣言を行ったところであり、同日付で改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、厚生労働省から「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡）として、社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組や、感染者が発生した場合の留意事項等が示されたところです。

これらを踏まえ、県内の社会福祉施設等における感染拡大防止対策の再徹底を図るため、県において作成・配布しております「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」を再整理しました（R2.4.9版）ので、改めて内容をご確認の上、定期的に感染防止体制をチェックいただき、一層の感染防止対策の徹底をお願いいたします。

### 記

#### 1 特記事項（感染症対策の再徹底）

<職員について>

- ・ 職員においては、一層の感染防止対策の徹底が必要であり、不要不急の外出を控え、職員自身が感染源とならないために、職場はもとより、職場外でも「三つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）が同時に重なる場を徹底的に避けるようお願いします。
- ・ 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底してください。

- ・過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとしてください。
- ・なお、このような状態が解消した場合であっても引き続き当該職員の健康状態に留意ください。
- ・また、該当する職員については管理者に報告し、確実な把握を行うようお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、別添の「帰国者・接触者相談センター」に速やかに相談ください。

## 2 関連通知等

- (1)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- (2)「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その2)」(令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡)

## 3 添付資料

- ・知事メッセージ(令和2年4月3日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)
- ・「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」(R2.4.9版)
- ・「岐阜県の新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センター窓口一覧」

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	森
電 話	058-272-1111 内 2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		